



平成25年10月7日

一般社団法人東京都食品衛生協会 御中

東京都福祉保健局健康安全部食品監視課

平成25年度第2回ふぐ加工製品取扱者講習会の開催について（依頼）

日頃より、東京都の食品衛生行政に御理解御協力いただき、ありがとうございます。
東京都では、ふぐによる食中毒を未然に防止することを目的として、東京都ふぐの
取扱い規制条例により、都内におけるふぐの取扱いを規制しています。

昨年度に引き続き、ふぐ加工製品を取り扱う事業者の方を対象にした講習会を今年
度も開催することといたしました。この講習会では、東京都ふぐの取扱い規制条例の
概要や、ふぐ加工製品を取り扱う方の義務事項や保健所への届出方法などについてご
説明いたします。

つきましては、本講習会について貴会員の皆様に周知してまいりますよう、御協
力をお願い申し上げます。

問い合わせ先

福祉保健局健康安全部食品監視課 佐藤

電話：03-5320-4413 FAX：03-5388-1431

ふぐ加工製品取扱者講習会の開催のお知らせ

東京都では、「東京都ふぐの取扱い規制条例」により、ふぐの取扱いを規制しています。

平成24年10月1日から、これまでふぐ調理師以外は取扱えなかったふぐ加工製品について、一定の条件を満たせば、飲食店や魚介類販売店等でも販売・調理などが可能になりました。

ただし、ふぐ調理師以外の人を取り扱えるふぐ加工製品は限られており、また取扱う場合には保健所に届け出るほか、継続的に守らなければならない事項があります。

このたび、ふぐ加工製品を取り扱う事業者の方を対象に、以下のとおり講習会を開催しますので、ご参加くださいますようお願いいたします。

〈対象〉

以下の①から③をすべて満たす方。

- ①都内に店舗がある。
- ②ふぐ加工製品を取り扱う食品関係事業者の経営者、食品衛生責任者又は従業員である。
- ③「ふぐ加工製品取扱者講習会」を未受講である。

※チェーン店や系列店など複数の店舗がある場合は、取り扱う店舗ごとに本講習会を受講くださいますようお願いいたします。

※講習会当日の代理出席は認められません。

日時・会場

日時 平成25年11月20日（水曜日）
午後2時30分から午後3時40分まで（受付開始：午後2時から）
会場 東京都庁 第二本庁舎1階 二庁ホール
（東京都新宿区西新宿2-8-1）
定員 200名（参加無料）（先着順）

講習内容

- 1 東京都ふぐの取扱い規制条例及び同施行規則について
- 2 ふぐに関する一般知識

（講習時間：計1時間）

申込方法

ホームページ又はファクシミリにより、お申し込みください。
参加の可否については、メール、電話又はファクシミリにて11月18日
(月曜日)までに御連絡いたします。

申込先

あて先：東京都福祉保健局健康安全部食品監視課乳肉水産係
FAX：03-5388-1431

(ファクシミリによる申込みの場合)

下記「講習会申込書」の必要事項①～④を全て記入し、お申し込みください。

(ホームページによる申込みはこちら↓)

東京都食品監視課ホームページ食品衛生の窓

「ふぐ加工製品取扱者講習会の開催のお知らせ」

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shokuhin/hugu/25koushuukai1.html>

携帯電話からの申込みはこちら→
(東京都の電子申請ホームページへのリンクです。)



携帯電話用QRコード

申込期限

平成25年11月13日(水曜日) 必着

講習会申込書

あて先：東京都福祉保健局健康安全部食品監視課乳肉水産係

FAX:03-5388-1431

①受講者希望者	フリガナ	
	氏名	
②所属 (勤務先、所在地)	勤務先 名称	
	所在地	
③連絡先電話番号	()	
④連絡先FAX番号	()	

問合せ先:

東京都福祉保健局健康安全部食品監視課乳肉水産係

電話03-5320-4413